

# 現代アートに触れる2日間

## アートコミュニティフォーラム アートコンペライブ2006



表彰式で入賞作品がずらり



審査員のコメントも楽しみ(昨年のアートコンペライブ)

### 著名な芸術家と 気軽に語り合おう

新鋭芸術家の作品をライブ形式で審査する「前橋アートコンペライブ2006」。その審査員三人を迎え、前日に「アートコミュニティフォーラム」と題した講演会と座談会を行います。気軽にご参加ください。

日時 3月4日 午後5時～7時  
会場 大蓮寺(千代田町三丁目) 対象 一般 先着百人  
内容 美術評論家・伊東順二さん、ミヨージシヤン・サエキケン

### 全国公募の作品 公開の場で審査を

全国公募した新鋭芸術家のアート作品の中から、一次審査を通過した約三十作を対象に、公開の場でグランプリを決定します。制作者が自作を持ち寄り、審査員三人が審査。審査員と出品者たちの楽しいアートバトルが繰り広げられます。斬新な現代アートをぜひご覧ください。

日時 3月5日 午後1時～4時  
会場 国際交流広場(中央通りアーケード内)  
問い合わせは文化政策課 890 6522へ。

### 介護老人福祉施設利用料や介護保険料 医療費控除などの対象です

**特別障害者控除**  
寝たきりのお年寄りを介護している、確定申告で特別障害者控除を受けようとする人に認定書を発行します。

対象 六十五歳以上で六カ月以上寝たきり(重度の認知症を含む)の状態にある人の介助者  
申し込み 市役所介護高齢福祉課(890 6133)、大胡支所(283 0116)、宮城支所(283 2131)、柏川支所(285 4116)へ直接

**介護保険料**  
社会保険料控除の対象となります。

問い合わせは介護高齢福祉課 890 6158へ。

**サービス利用料**  
介護老人福祉施設(特別養護)

**4月にかけて市役所駐車場が混雑します  
公共交通機関利用し来庁を**  
毎年、二月中旬から四月にかけては、税金の申告や住民登録異動などの諸手続きのため、市民の皆さんの市役所来庁がとて多くなります。特に、午前十時から午後三時ごろまでは駐車場が混雑し、周辺道路も渋滞してしまふ状況です。市役所駐車場へ入るだけでも、かなりの時間がかかる場合もありますので、バスやタクシーなどの公共交通機関をご利用ください。また、自家用車などで来庁する人は、できるだけ混雑する時間を避けるとともに、各支所・出張所もご利用ください。

問い合わせは管財課 890 6652へ。

老人ホーム(入所時の利用料と居宅サービス利用料の一部も、一定の要件を満たせば、医療費控除の対象となります。詳しくは問い合わせください。なお、介護老人保健施設(介護療養型医療施設)の利用料は、従来どおり医療費控除の対象です。

問い合わせは介護高齢福祉課 890 6157へ。

**おむつ代**  
おむつ代が、医療費控除の対象として認められるためには、医師が発行した証明書が必要です。ただし、控除を受けるのが二年目以降で要介護認定を受けている人は、医師の証明書の代わりに市が交付する確認書で控除を受けられる場合もあります。

問い合わせは介護高齢福祉課 890 6155へ。

## 市民会議とシンポの参加者を募集します

# 皆さんと策定する総合計画

市政方針を明らかにする、平成二十年度からの長期計画「第六次前橋市総合計画」の策定に、現在取り組んでいます。

市民の皆さんとともに策定を進めるため、「いきいき前橋市民会議」を設置するとともに、さらに多くの皆さんが参加できるように、「総合計画シンポジウム」を開催。これらの参加者を募集します。

計画の大枠を取りまとめた骨格案を検討。今後、本市が進める施策の方向性や、重点的に取り組むべき事項などについての提言をまとめます。なお、この会議は月二回行い、委員はボランティアで報酬はありません。

期間 4月～8月 対象 本市在住・在勤・在学の十八歳以上、十八人(一部会三人を選考)  
申し込み 2月28日 までに所定の申込用紙に記入し市役所政策課へ郵送または直接 募集要項へ申込用紙は市役所政策課 総合案内、各地区公民館にあり、本ホームページからもダウンロードできます。

### いきいき前橋市民会議

市政の分野ごとに六つの部会を設けます。各部会では、総合計画の策定に協力していただきます。

### 総合計画シンポジウム

各界の関係団体から選出された参加者と一般公募の百人を合わせた、いきいき五〇〇人会議です。高木市長が総合計画骨格案のプレゼンテーションを行うほか、雑誌「週刊エコノミスト」のコラムなどで活躍する日本政策投資銀行地域企画部参事役・藻谷浩介さんがまちづくりについて講演。また、市長と対談し

ます。なお、シンポジウムでは参加者全員に意見提出書を書きます。総合計画に関する自由な意見や提案を寄せてください。

日時 4月22日 午後2時  
会場 総合福祉会館(日吉町二丁目) 対象 一般 先着百人  
申し込み 2月28日 までに所定の申込用紙に記入し市役所政策課へ郵送または直接 募集要項へ郵送または直接 問い合わせは政策課 890 6512へ。

### 児童扶養手当の受給 早めに手続きしましょう

次に該当する人で、まだ児童扶養手当を受けていない人は児童家庭課へ相談してください。

ただし、母や養育者が他の公的年金(老齢福祉年金を除く)を受給していたり、所得が基準額を超えていたり、児童が児童福祉施設へ入所したりしているとき支給されません。また、偽りなどの不正な手段を用いて手当を受けた人は法

### 斎場とふじ公園の都市計画決定 原案の閲覧と公聴会の開催

斎場とふじ公園の都市計画決定の原案がまとまりました。

**原案の概要**  
都市計画火葬場一号前橋市斎場の決定、都市計画公園一・二・三四号ふじ公園の変更

**閲覧**  
日時 2月7日～21日 の勤務時間内 場所 市役所都市計画課

**公聴会**  
この原案に意見のある人は、公述人として公聴会で意見を述べることが出来ます。なお、公述人がいない場合は中止し、ホームページでお知らせします。

日時 2月28日 午後7時 会場 天川大島町原町自治会館

公述申出書の提出  
住所・氏名・年齢・職業・電話番号・意見の要旨(四百字以内)を書いた市長あての「公述申出書」を、二月二十一日(必着)までに市役所都市計画課へ提出してください。

**公述人の選定**  
公述希望者に同じ趣旨の意見が多数あるときなどは、人員制限し市長が公述人を選定します。

**公聴会の傍聴**  
傍聴したい人は当日会場へ直接 入場は先着順です。

問い合わせは都市計画課 890 6948へ。

### 児童扶養手当の受給 早めに手続きしましょう

今によって、罰せられることがあります。

対象 次の のいずれかにあてはまる十八歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している母や、母に代わってその児童を養育している人など。ただし、平成10年3月31日以前に支給要件に該当していた人は請求権がありません。父母が婚姻(内縁関係を含む)を解消した 父が死亡

した 父が重度の障害(国民年金の障害等級一級程度) 父の生死が不明 父から一年以上遺棄されている 父が法令で引き続き一年以上拘禁されている 母が婚姻しないで妊娠した。

**手当を受給中の入**  
現在、登録中の振込口座に変更があった人は、すぐに児童家庭課、大胡・宮城・柏川各支所へ口座変更届を提出してください。手続きが済むまでは手当が振り込まれません。

問い合わせは児童家庭課 890 6277へ。